

「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準の改正に関する審議結果（案）について」に対する意見

NPO 法人 日本有機農業研究会

1. 他から何も挿入しないで遺伝子の一部を欠失させて形質を変化させるゲノム編集技術応用食品（いわゆる SDN-1）にも適用できる改正にすべきである。

理由 この安全性評価基準は、改正案についてもコーデックスの「モダン・バイオテクノロジーのリスク分析の原則（CAC/GL44-2003）」との整合性がとられているはずである。ここでの「モダン・バイオテクノロジー」とは、遺伝子操作技術全般を指すものであり、2003 年当時は組換え DNA 技術しかなかったが、当時からバイオテクノロジーの発展は想定されていた。遺伝子操作による「遺伝子欠失」もすでに記載があり、組換え DNA 技術については、他の技術にも適用できるとも述べている。改正案には「見直し規定」があるが、遡って 2010 年代からのゲノム編集技術（他からの挿入がない SDN-1 を含む全部）についても安全性評価の対象となるような改定にすべきである。

2. 上述 1 に関連して、改正案では、「見直し規定」をはじめ関連する項目で、「組換え DNA 技術」とあるのはすべて、他から挿入しないゲノム編集技術（SDN-1）も含まれることがわかるような言葉に修正すべきである。

3. 「非意図的な変化」を重視し、削除した以下の文章を（冒頭の DNA 配列の「挿入」を「挿入や欠失」としてゲノム編集技術にも適用した上で）復元すべきである。そして、【第 4 原則と基本的な考え方】では、これを踏まえ、「1」以下の原則本体においても、非意図的な変化についても意図的な変化と同様の試験研究データと情報が必要であるとすべきである。この非意図的な影響の重視は、基の原則（CAC/GL44-2003）においても重要なものとして強調されて記載されていたのであり、削除されるべきではない。

（削除された箇所）「DNA 配列の挿入（や欠失）により植物に特定の形質（意図的な影響）が賦与されると同時に、余分な形質が賦与されたり、既存の形質が失われたり、又は修飾される場合がありうる（非意図的な影響）。非意図的な影響は、（中略）毒性学的及び栄養学的観点から個別に評価し、さらに、食品としての安全性を総合的に判断することが必要とされる。（中略）ヒトの健康に対し予期せぬ有害影響を与える可能性を最小限とするための十分なデータ又は情報が必要とされる。」

4. 改正案【第 4 原則と基本的な考え方】の前段には、「従来の育種の結果得られた食品」も実質的同等とみなすので安全性に問題はないという主旨の記述があるが、この一文は削除すべきである。

「従来の育種」の範囲があいまいであり、これに「放射線育種」が含まれるとすると、特に近年の重イオンビーム使用の放射線育種は、遺伝子の DNA 二本鎖を一挙に二本とも切断して欠失されるもので、この遺伝子に与える損傷はバイオテクノロジーのゲノム編集技術（他から挿入しない SDN-1）と酷似している。そもそも、重イオンビーム使用の放射線育種による食品については、遺伝子の欠失に伴う非意図的な影響の評価を重視し、毒性学的又は栄養学的な安全性試験を課すべきものである。それにも拘わらずそれが課されていないのであり、そのことを理由に「安全性に問

題がない」とすることは、科学的であることを標榜するのであればなおさら、不適切であり削除すべきである。

5. 組換え体の選抜に関わる遺伝子のうち、「抗生物質耐性マーカー」については、これが必ず除去されていることを証明することを必須とすべきである。抗生物質耐性マーカーとして使われる抗生物質耐性遺伝子は、ヒトの腸内細菌に水平伝達されて腸内細菌に取り込まれることが既にわかっている。病気になっても抗生物質が効かない薬剤耐性菌問題の死亡者は増大していることから、この「抗生物質耐性マーカー」のヒトの健康への直接的、間接的影響についても重視すべきである。

6. 【第2 目的及び対象となる食品】では排除されているが、本来、食品には、生命をもつ植物に対する生命倫理、道徳、食文化、及び社会経済的な事項についても上市される前に十分に考慮されるべきである。これらの観点についても、「重視されるべきである」ことを明記した上で、「必要に応じて特別部会等を設置して検討」することができるようにすべきである。

以上